

農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）の一部改正について

令和元年 5 月
農 林 水 産 省

I 趣旨

登録検査機関の事務負担の軽減を図るため、検査機関に対する農産物検査の結果に係る国への報告制度等について見直しを行う。

II 改正の内容

(1) 農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果に係る報告方法の見直し

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 20 条第 3 項に基づく農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果に係る報告について、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項に規定するものをいう。）を使用して行う場合においては、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年農林水産省令第 21 号）第 3 条第 3 項に定める電子署名等が必要とされているところ、報告を実施する登録検査機関が、柔軟に電子申請を実施できるようにするため、電子証明等を必ずしも求めないこととする。

(2) 業務規程に定める必要がある農産物検査を行う場所に関する事項の範囲の明確化

農産物検査法第 21 条第 1 項に基づき、業務規程に定めることとされている「農産物検査を行う場所に関する事項」について、登録検査機関の検査の実施に当たっての手続を簡素化するため、年間を通じて農産物検査を行う場所（倉庫、カントリーエレベータ等が所在する場所）以外の、繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないこととする。

III 施行期日

公布の日とする。